

不適切な事務処理について（お詫び）

日頃より、当町の行政運営に多大なるご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、元職員による不適切な事務処理が判明いたしましたのでご報告するとともに深くお詫び申し上げます。

当該元職員は、令和4年度から令和7年度までの4年間に渡り、当時担当していた業務に係る契約事務や伝票処理等において虚偽の書類を作成し、その書類の決裁欄に課員や上席の印を無断で押印する等、不適切な事務処理を行っていました。

4年間に渡り、このような事務処理が継続され、その間、気づかなかったことは大変遺憾であり猛省すべきところであります。

この件に関わる当該元職員を懲戒免職とし、令和4年度から令和7年度まで、当該元職員の上司であった管理職及び係長の6名について減給処分にする等の処分を行いました。

町民の皆様並びに関係者の皆様に多大なるご迷惑、ご心配をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

再発防止に向け、担当者だけでなく複数人で事務の進捗状況を確認できる体制づくりや印鑑の不正使用を防止するための環境づくり、また更なるコンプライアンス意識の徹底に努めてまいります。

この度は、誠に申し訳ございませんでした。

令和8年6月24日

函南町長 仁科 喜世志